

地域猫活動について

地域猫活動とは

北名古屋市内では、「ふん尿をされた」、「畑や花壇を荒らされた」、「車に傷をつけられた」、「敷地内で子猫がたくさん産まれた」などの飼い主のいない猫に関する相談が多数寄せられています。このように飼い主のいない猫に困っている人がいる一方で、かわいそうだからという思いでエサを与える人もいます。両者の思いの違いからしばしば近隣住民同士のトラブルが起きることもあります。不妊手術を受けさせることなく、ただエサを与えるだけでは、猫が集まり、無秩序に繁殖し、交通事故や感染症等の危険にさらされながら厳しい環境で生きていかなければならない「かわいそう」な猫が増えていきます。しかし、エサやりを止めるだけでは地域における飼い主のいない猫に関する問題を根本的に解決することはできません。

そこで、今いる命を大切にしながら、不幸な猫を減らし、地域における飼い主のいない猫に関する問題の解決を図るという猫を大切に想う人にとっても、苦手な人にとっても有効な解決策の一つとして地域猫活動があります。地域猫活動は、現在生息している飼い主のいない猫に不妊手術を施すことでこれ以上繁殖しないようにし、当該猫を一代限りの命として全うさせるため、排除するのではなく、一定のルール(決まった時間に必要な量のエサやり(エサを放置しない)、トイレの設置、排せつ物の回収及び清掃など)に従って地域内で適正に管理していくという活動です。この活動は、猫の問題ではなく、自分たちの地域の環境問題として捉え、地域の皆さんの理解のもとで取り組んでいくことが重要です。

※不妊手術：オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術をいいます。

さくらねご無料不妊手術チケット(行政枠)について

北名古屋市では、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

令和3年9月1日から公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねご無料不妊手術事業(行政枠)」で発行している無料不妊手術チケット(以下「チケット」という。)の交付窓口となり、地域猫活動を行う市民(個人、ボランティア団体等)に対し、チケットを交付しています(希望制)。

地域猫活動に興味がある方やチケットの利用を希望される方は、北名古屋市さくらねご無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要領及びホームページ上に記載されている登録及び申請の条件・方法等をご確認の上、北名古屋市役所環境課へご連絡ください。

[北名古屋市さくらねご無料不妊手術チケット\(行政枠\)利用取扱要領\(PDF177KB\)](#)

公益財団法人どうぶつ基金

動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的に設立された団体です。

[公益財団法人どうぶつ基金\(外部リンク\)](#)

さくらねご無料不妊手術事業

飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫にかかわる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

※さくらねご：不妊手術済みで耳先をさくらの花びらのようにV字カット(さくら耳)した猫をいいます。

[さくらねごTNRについて\(外部リンク\)](#)

登録について

事前登録について

初めてチケットを申請される方は、次の書類を提出のうえ、**事前に地域猫活動の実施に関する登録が必要です。**

[地域猫活動団体等登録申請書\(様式第1\)\(PDF75KB\)](#)

団体規約等活動目的及び活動内容が分かる書類

構成員名簿

※団体規約等活動目的及び活動内容が分かる書類及び構成員名簿は団体の方のみ提出してください。

登録内容の変更について

次のとおり登録内容に変更がある場合は、届出をする必要があります。

[地域猫活動団体等登録事項変更届出書\(様式第4\)](#)(PDF59KB)

1. 登録団体の代表者の氏名、住所又は連絡先
※個人の場合は、住所(市内に限る)または連絡先
2. 登録団体名
3. 登録団体の構成員

※1,3の項目で変更が生じた場合は、変更後の団体の構成員名簿も提出してください。

登録の廃止について

登録を廃止する場合は、届出をする必要があります。

[地域猫活動団体等登録廃止届出書\(様式第5\)](#)(PDF55KB)

チケットの交付申請について

申請先

市役所西庁舎2階環境課窓口

※チケットの枚数に限りがありますので、申請前に環境課へ事前にご連絡ください。

チケット交付対象者

環境課に事前登録をした市内で地域猫活動を実施する市民ボランティア(団体又は個人)のうち、期限までにチケットの利用報告ができる方

チケット交付の対象となる猫

市内に生息する飼い主のいない猫

飼い主のいない猫であっても以下の猫はチケット交付の対象外となります。

1. 里親に出すことを前提とした飼い主のいない猫
2. 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
3. その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

必要書類

[さくらねご無料不妊手術チケット\(行政枠\)交付申請書\(様式第7\)](#)(PDF141KB)

[さくらねご無料不妊手術チケット\(行政枠\)利用予定整理簿\(様式第8\)](#)(PDF79KB)

[地域猫活動管理者届出書\(様式第9\)](#)(PDF109KB)

※地域猫活動管理者届出書は、申請者が団体で、申請者と地域猫の管理者が異なる場合のみ提出してください。

同意事項

チケットの交付申請には、さくらねご無料不妊手術チケット(行政枠)交付申請書(様式第7)及び地域猫活動管理者届出書(様式第9)に記載された同意事項に同意する必要があります。同意事項については、各様式をご確認ください。

チケットの利用報告について

チケットを利用して手術を受けさせた後は、期限までにチケットの利用報告をする必要があります。

報告書等の提出先

市役所西庁舎2階環境課窓口

報告期限

チケット利用月の月末までに報告してください。

必要書類

[さくらねご無料不妊手術チケット\(行政枠\)利用報告書\(様式第12\)](#)(PDF93KB)

[さくらねご無料不妊手術チケット\(行政枠\)利用簿\(様式第13\)](#)(PDF70KB)

手術を行った猫の写真(全体写真及び耳先カットが確認できる写真)

地域猫活動の様子が分かる写真(給餌場及びトイレの設置状況の写真等)

活動場所の地図

※写真はメールでの提出を推奨します。写真を添付(5MB以下にしてください。)し、次のアドレスへ送信してください。

環境課メールアドレス : kankyo@city.kitanagoya.lg.jp

飼い主のいない猫用捕獲器の貸出について

地域猫活動のさらなる推進のため、(有)動物愛護協会よりご寄附いただきました猫用捕獲器(3台)の貸出しを行っています。

貸出対象者

市内に住所を有する満18歳以上の方で地域猫活動団体等登録申請を行い、地域猫活動を目的に猫の捕獲をしようとする方

貸出期間

貸出を受けた日の月の末日まで(例：4月3日に借り受けた場合、4月30日まで)

貸出申込みについて

市役所西庁舎 環境課の窓口にて貸出申込を受付けています。台数に限りがあるため、貸出しを希望される場合は事前にお問合せください。なお、受付時には身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の写しをお持ちください。

[飼い主のいない猫用捕獲器貸出申込書](#)(Word 45.6KB)

お問い合わせ

環境課

電話：0568-22-1111(代表)

ファクス：0568-25-0611

E-mail:kankyo@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市役所

西庁舎

〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

代表電話番号：0568-22-1111

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで

閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで。なお、この期間の前後に土曜日、日曜日がある場合はその日も含めて閉庁日となります)

[▶ 西庁舎・東庁舎へのアクセス](#)

[▶ 業務案内](#)

東庁舎

〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御神60番地